

**美里町総合計画・美里町総合戦略
(案)**

**生活環境部会
部会報告 資料**

3 土地利用構想

土地利用を次のとおり区分し、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画など土地利用に関係する計画の総合的な調整を図り、計画的な土地利用を行います。

(1) 居住ゾーンの整備

小牛田駅周辺では、行政・文化・福祉・商業機能の充実、防災機能の向上と住環境の整備、既に整備された小牛田駅東地区の「ゆとりーと小牛田」の定住及び市街地形成並びに南郷地区の「グリーンタウンなんごう」への定住を促進します。また、本町の一体的で健全な発展を図るため、都市計画マスタープランに基づき、特に農用地との調整を図りながら、土地利用の適切な誘導及び計画的な都市施設の整備を進めます。

人口減少及び少子高齢化の社会の中で、長期的な視野に立ち、同種の機能の施設がまとまって立地し、その立地地帯を公共交通で結び合う「コンパクトなまちづくり」の必要性及びその姿を行政・事業者・住民等で十分な話し合いを行っていきます。

(2) 農業ゾーンの維持

優良農用地の適切な保全に努め、米や野菜、花きや果樹、畜産などの振興を図るとともに、自然・田園環境の保全と集落環境の整備、南郷地域の定住拠点の整備、観光との連携強化などを図ります。

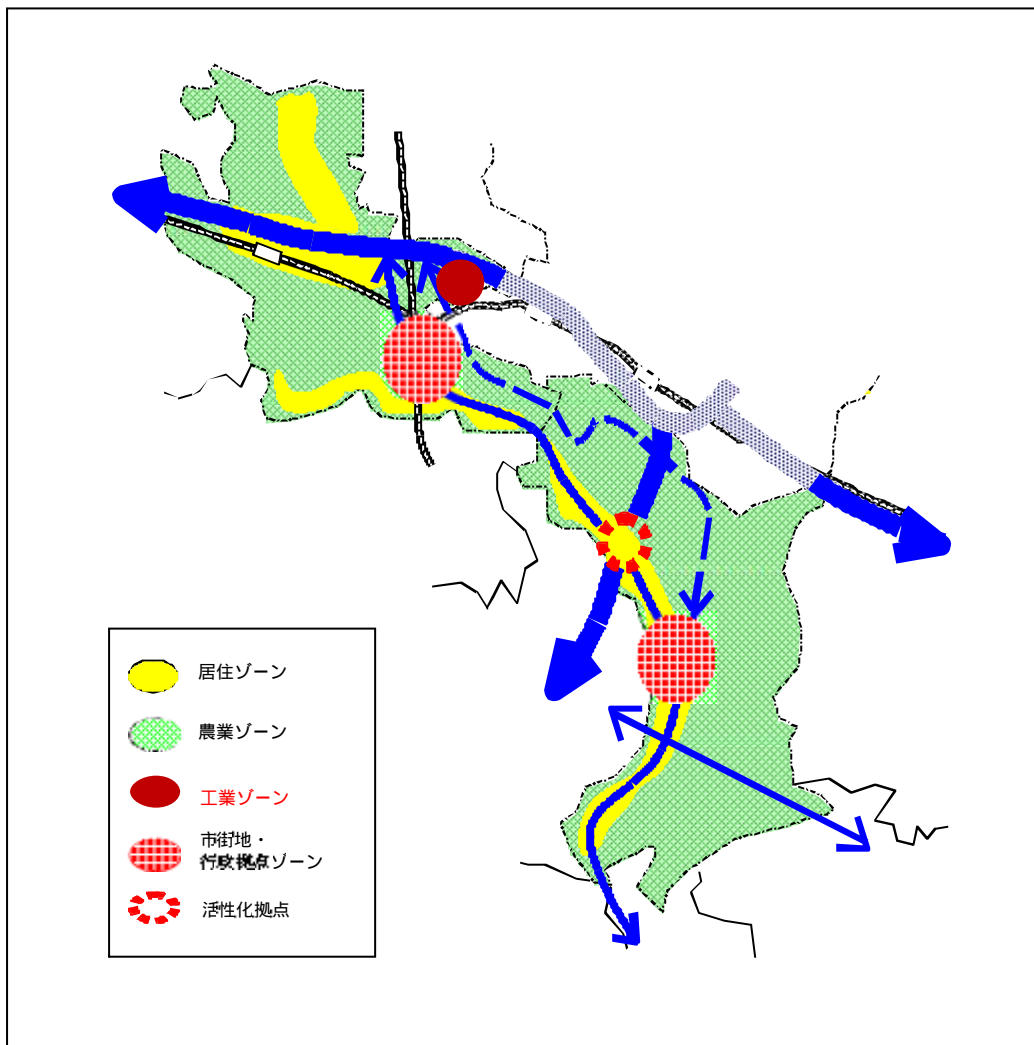
(3) 工業ゾーンの整備

工業の健全な発展が図られるよう、既存企業の振興を図るとともに、企業誘致を促進します。

(4) 河川ゾーンの保全

江合川・鳴瀬川やその支流などの水辺景観や環境、防災機能の保全と向上を図るとともに、体験学習及びレクリエーション利用の充実を図ります。

土地利用構想図



基本計画

【計画体系図】

計画の体系については、これまでの美里町総合計画の体系を引き継ぐものとします。よって本計画においても次の5つの分野(章)を24の政策で構成するものとします。

| | | |
|---|---|--|
| 第1章 生涯を通して学び 楽しむまちづくり |  | 政策1 社会教育の充実 政策2 学校教育の充実 政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承 政策4 社会体育の振興 |
| 第2章 健やかで安心な まちづくり |  | 政策5 保健の充実 政策6 医療の充実 政策7 高齢者福祉の充実 政策8 地域福祉の充実 政策9 障害者福祉の充実 政策10 子育て支援の充実 |
| 第3章 力強い産業がいき づくまちづくり |  | 政策11 農林業の振興 政策12 工業の振興 政策13 商業・サービス業の振興 政策14 雇用の確保 |
| 第4章 くらしやすさを実 感できるまちづく り |  | 政策15 地域基盤の確立 政策16 生活安全の確保 政策17 環境・景観の保全・創造 政策18 居住環境の質の向上 |
| 第5章 自立をめざすまち づくり |  | 政策19 定住化の促進 政策20 住民活動の促進 政策21 交流の促進 政策22 平和行政の推進 政策23 男女共同参画社会の推進 政策24 健全な行財政運営 |

第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に快適に生活できる“くらしやすさを実感できるまちづくり”を目指します。また、住民の“声”を大事に、まちづくりを進めていきます。

地域基盤の確立

施策3 1 安全、安心な生活環境基盤の整備

施策3 2 公共交通網を確立するための対策

公園は、子どもたちの遊びの場であり、住民の憩いの場であることから今後も引き続きしっかりと管理していきます。また、住民バスの運行については、利用者の要望、意見等を取り入れ、利便性の向上を図っていきます。

生活安全の確保

施策3 3 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策

施策3 4 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策

福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を風化させることなく次代に引き継ぐとともに国及び宮城県と迅速かつ実効性のある防護措置が実施できるよう努めていきます。また、消防団、自主防災組織等と地域防災力を強化し、災害時において、その機能が十分に発揮できる体制づくりに努めていきます。あわせて、住民が犯罪及び事故に巻き込まれない安全で安心な暮らしを守っていきます。

環境・景観の保全・創造

施策3 5 生活環境の保全と公衆衛生対策

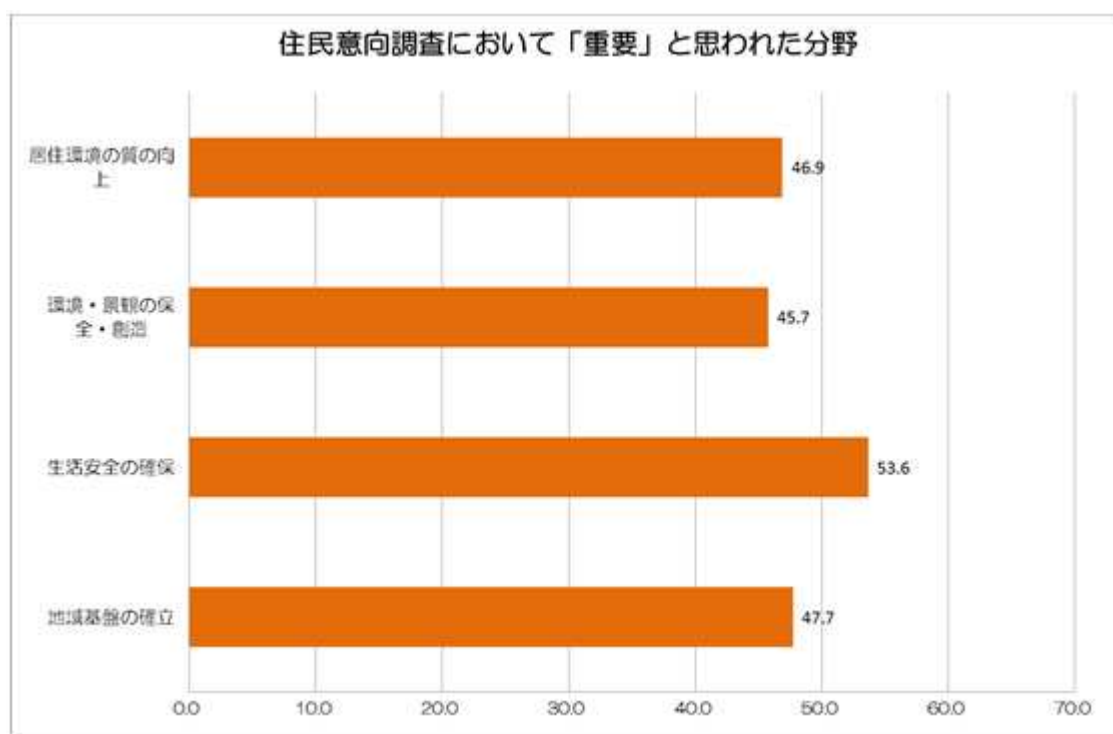
住民の暮らしの中で発生する公衆衛生問題について、早期にその解決に取り組みます。また、住民による環境美化運動を今後とも推進し、自然環境の維持・保全、自然景観の形成に努めるなど、“美しい里 美里町”をつくる取組を進めていきます。

居住環境の質の向上

施策36 水道水を安定して供給するための対策

施策37 下水道を普及推進するための対策

水道事業においては石綿セメント管の更新工事に継続して取り組むとともに、有収率の早期改善を図ります。また、下水道施設の未整備地区については、平成27年度に策定した下水道基本構想に基づき、早期完成に向けて整備を進めていきます。



政策 1 5 地域基盤の確立

施策 3 1

安全、安心な生活環境基盤の整備

施策の目的

- 快適な生活環境を整備します。

現状と課題

- 公共交通網の乏しい地方においては、車への依存度が高いため、道路整備は行政の重要な役割の一つです。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の通行の安全確保が必要です。
- 限られた財源を有効に活用するため、維持管理の効率的な実施が必要です。
- 排水不良箇所、特に住宅地における対策は重要です。
- 小牛田駅東地区における人口増加は顕著で、小牛田駅利用者に対する配慮も重要になっています。
- 公園の利用率が低下していることから、今後は利用される公園としての管理が課題です。
- 地域等から寄せられる多様な要望等への対応が課題です。
- 町営住宅は、老朽化しているものの現在の入居者が安心して暮らすために、適切に維持管理することが必要です。

施策の展開

- 生活に欠かせない道路・橋を適正に維持管理します。
- 住民の生活に合わせた道路等を作ります。
- 現在行っている管理の継続的な検証、改善を進めます。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の安全対策を進めます。
- 排水計画等に基づき、関係機関と連携し、住宅地等の排水不良箇所等を解消します。
- 小牛田駅東西自由通路の利用を確保します。
- 公園の利用実態を調査し、統廃合等の検討を進め、利用される公園整備を

進めます。

- 行政区長等と連携し、地域の実情を把握しながら課題解決に向けた取組を進めます。
- 要望等に対する基本方針を定め、解決に向けた取組を進めます。
- 町営住宅を維持管理します。

関連事業

- 道路・橋の適正な維持管理
- 道路・橋の新設及び改良
- 排水路の維持管理
- 排水不良箇所の解消
- 小牛田駅東西自由通路の施設管理
- 公園施設の維持管理
- 行政区長等への意向調査実施
- 要望等を整理、分析のうえ各種計画の策定
- 町営住宅の維持管理

施策の指標

✓ 指標の考え方

住民生活における安定した生活環境を整備し、生活環境基盤を整備します。この整備に当たり地域の満足度として地域の実情に精通している行政区長等を対象に意向調査を実施し、その満足度の向上を指標としました。

指標) 生活環境基盤に対する地域の満足度

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----------|----------|----------|----------|----------|
| - | - | - | 基準値 設定 | 基準値 ↑ | 基準値 ↑ | 基準値 ↑ | 基準値 ↑ |

施策 3 2

公共交通網を確立するための対策

施策の目的

- 誰でも遠くに外出できる環境をつくります。

現状と課題

- J R 小牛田駅及び鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の重要な交通手段の一つです。
- J R 小牛田駅の乗降者数が増加していることから、快適な駅利用につながる取組が必要です。
- 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する 4 路線をバス運行事業者に委託し、実施しています。
- 南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行しています。
- 住民バスは、利用者の要望及び意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めることが重要であり、効率的な事業運営が求められます。
- J R 東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上のための対策を、県及び関係自治体、J R と連携しながら、引き続き実施していく必要があります。
- 広域的な公共交通対策について検討していく必要があります。

施策の展開

- 鉄道利用者の利便性を図るため、J R 小牛田駅東駐車場及び駐輪場を整備します。
- 住民バス事業について、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情等に配慮した路線及びダイヤの編成に努めます。
- 各種交通を段階的に構成し、美里町全体を捉えた交通体系を整備します。
- 鉄道交通については、県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映した増便、車両の増設等を継続して J R に要望します。
- 大崎市をはじめ関係市町、民間バス事業者等と連携した広域的な公共交通対策を検討します。

関連事業

- 鉄道利用者に対する駐輪場及び駐車場の提供
- 住民バス及びデマンドタクシーの運行
- **路線及び運行ダイヤの不断の見直し**
- JRへの各種要望活動
- **大崎圏域公共交通検討研究会への参加**

施策の指標

✓ 指標の考え方

住民バス利用者の利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤの編成を図るため、利用者の満足度を指標としました。

指標) 住民バス利用者の満足度 (単位: %)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 82.2 | 72.4 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |

住民バスの住民生活への関わりについて、その乗降者数を指標としました。

指標) 住民バス利用者数 (単位: 人)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 99,433 | 97,135 | 95,000 | 95,000 | 95,000 | 95,000 | 95,000 | 95,000 |

施策 3 3

安全、安心な防災・消防・救急体制を 確立するための対策

施策の目的

- 災害から「命」を守ります。

現状と課題

- 災害対策本部と自主防災組織が十分にその役割を果たせるよう、連携強化が必要です。
- 地域の消防組織の根幹となる消防団への加入推進が困難な状況であり、消防団員の高齢化がますます懸念されます。
- 安全で安心な防災・減災体制を確立するためには、地域防災力の向上が不可欠ですが、自主防災組織の活動が十分でない組織もあることから、活動促進を図ることが必要です。
- 東日本大震災では、停電の長期化等によりライフラインが機能停止となりました、さらには食料及び非常時物品の備蓄が不足するなど、対策が十分でなかったことが明らかになりました。
- 大規模災害の発生により、水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフラインが大きな損傷を受けた場合、避難や救出・救護活動を実施する上で大きな支障となります。さらに、ライフラインへの被害は、住民生活や経済活動など、早期に日常を取り戻す際の大きな足かせとなります。特に非常時の電源の確保に向けた対策が強く求められています。
- 食品や飲料等をはじめとする備蓄については、内容及び数量の拡大が急務となっていますが、備蓄品購入に要する費用や備蓄倉庫等の保管スペース、消費期限等の制約から、行政だけで全住民分の備蓄を担うことは困難です。
- 町内全戸での自主的備蓄及び自主防災組織による備蓄、また、企業による備蓄、流通業者による備蓄等について、啓発と普及が必要です。

- 災害時の重要な通信機能である防災行政無線については、長期の停電対策とともに難聴地域の解消が急務となっています。
- 本町は、江合川・鳴瀬川の両河川が氾濫すると、小牛田地域の一部を除く町内のほとんどが浸水する危険性があります。水防対策については、堤防の強化と避難所の選定見直し、近年多発する局所集中型豪雨に対し、内水氾濫に備えるための排水強化等の取組が必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を基に、東北電力女川原子力発電所の事故等の原子力災害に備えた住民の安全対策が必要です。
- 大規模地震による住宅の倒壊や人的被害などを未然に防止するため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

施策の展開

- 非常時において、住民・団体・行政の役割を十分活かせる環境を作ります。
- 地域の消防団組織である美里町消防団の安定的な団員確保と組織強化を図ります。
- 大規模災害時の避難所運営、自主防災組織間の救助等の相互協力等、安定した共助を実現するために自主防災組織の連携を推進していきます。
- 消防及び防災施設は、常に万全に使用できる備えをします。
- 災害備蓄倉庫の増設と災害備蓄品の拡充、自主防災組織による備蓄品の量的拡大と併せ、町内全戸に対し、備蓄の普及・推進を図ります。
- 非常時の電源の確保に向けた対策を実施するとともに、自然エネルギーを活用した電力自給の強化拡充を図ります。
- 水害予防対策として、必要な河川改修工事や維持管理の充実を促進します。
- 原子力災害対策については、国及び宮城県が求める原子力発電所から概ね30km圏内の「緊急時防護措置を準備する区域」だけを対象とするのではなく、町内全域を対象とした対策を講じます。
- 災害に強い住宅を増やし、住民の生活を守ります。

関連事業

- 指定避難所と災害対策本部の情報連絡員等の設置検討
- 消防団協力事業所表示制度の有効運用及び新たな消防団員確保対策の導

入

- 総合防災訓練の実施
- 町内の消防団の組織強化・演習実施
- (仮称)自主防災組織連合会の設立等による自主防災組織の連携への支援
- 消防施設、消火作業施設及び防災施設の維持管理
- 防災拠点施設等への太陽光発電設備及び蓄電設備を導入・拡充
- 災害備蓄倉庫の整備と災害備蓄品の備蓄
- 自主防災組織の食料備蓄強化、各世帯での最低3日分の食料の備蓄に対する普及・推進
- 自主防災組織、事業所、各世帯における蓄電器や非常用電源確保の啓発
- 予備電源の増設及び非常用発電設備の追加等
- 再生可能エネルギーの積極的な活用
- 防災行政無線の確実な運用
- 防災行政無線施設の難聴地域の解消に向けた整備
- 水害に対する未然の備え
- 町内全域を対象とした原子力災害避難計画の作成及びその内容の見直し並びに充実
- 災害に強い住宅改修に関する支援

施策の指標

✓ 指標の考え方

東日本大震災を経験し、非常時の電源確保及び通信手段の重要性が高まったことから、防災関連施設における非常用電源及び通信手段の維持を指標としました。

指標) 非常用電源の確保率(防災用発電機の配備)(単位: %)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

指標) 非常時の通信手段の確保率(移動系防災行政無線の設置)(単位:%)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

災害時の共助の重要性から、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織率の向上を指標としました。

指標) 自主防災組織の組織率(自主防災組織設置行政区)(単位:%)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 96.9 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

大規模災害時における自主防災組織間の相互協力、避難所共同運営等の共助拡大に向けた(仮称)自主防災組織連合会の設立数の拡充を指標としました。

指標) 仮称自主防災組織連合会加入率(加入行政区数/全行政区数)(単位:%)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|------|------|------|------|-----|-----|
| 0 | 12.3 | 25.0 | 40.0 | 60.0 | 80.0 | 100 | 100 |

施策 3 4

安全、安心な交通環境、防犯体制 を確立するための対策

施策の目的

- 交通事故及び犯罪から住民を守ります。

現状と課題

- 本町では、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導隊を組織して交通安全対策に取り組んでいます。
- 防犯対策については防犯協会、防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブなどの関係団体と地域住民が連携して、住民の自主的な活動を展開しています。
- 各関係団体、地域住民の協力を得ながら、住民の安心、安全まちづくりの推進を図っていく必要があります。
- 交通安全指導員や防犯実働隊員をはじめとして、会員の高齢化や組織する会員の減少が課題となっています。
- 会員の補充や後継者の育成が求められるとともに、一部に負担がかかりすぎないよう活動内容の見直しについても検討していく必要があります。
- 交通安全・防犯施設については、周辺状況の変化や破損等により随時、整備・更新が必要となっています。

施策の展開

- 交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導隊等、その他の関係団体が一体となり、交通安全運動等の啓発活動や街頭指導を実施します。
- 関係団体と地域住民が、それぞれの役割に応じた活動を自主的に行える環境及びネットワークづくりを進めます。また、より効果的、効率的な活動が行えるよう定期的な協議の機会を設けます。
- 各関係団体に対し、活動、組織育成、会員の意識向上に向けた支援を行います。
- 防犯協会及び防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブなどの関係団体と連携して、登下校時の児童・生徒の見守り、防犯パトロールなどの地域安全運動等を行います。
- 交通安全指導隊及び防犯実働隊を設置し、交通安全及び防犯運動の地域リーダーとして活動を実践します。
- 交通安全・防犯施設は計画的な施設整備を行い、道路交通環境、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めます。

関連事業

- 交通安全関連団体の運営と連携
- 防犯関連団体の運営と連携
- 交通安全関連団体及び防犯関連団体の運営と連携
- 交通安全及び防犯関係イベントの開催
- 安全安心なまちづくり活動に関する各種講座の実施
- 交通安全指導隊及び防犯実働隊の活動支援
- カーブミラー、防犯灯など交通安全・防犯施設の整備及び管理

施策の指標

✓ 指標の考え方

犯罪を未然に防止し、安心して暮らせる安全なまちを実現するために、不審者の事案発生件数を指標としました（不審者の事案：声掛け事案、特異事案）。

指標）不審者事案発生件数（単位：件）

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

✓ 指標の考え方

交通安全、防犯の活動の活性化を目指すため新たな会員、後継者の数を指標としました。

指標）交通安全指導隊への新たな加入者数（単位：人）

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

指標）防犯実働隊への新たな加入者数（単位：人）

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

施策 35

生活環境の保全と公衆衛生対策

施策の目的

- まちをきれいにします。

現状と課題

- 住民による環境美化運動を今後とも一層推進し、美しい美里町を創る取組が求められています。
- 不法投棄については、地区衛生組合及び取締機関との連携により巡回パトロールを実施し、不法投棄防止を図っています。
- ごみの発生量を抑制する取組を強化し、減量化を一層進めていくことが必要です。
- 温暖化対策に向けた様々な取組を行うとともに、再生可能エネルギー等に関する学習を進める必要があります。
- 放射性物質に汚染された廃棄物等について、今後も引き続き監視及び除去が必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家、空き地は、防災、衛生等の面で住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、必要に応じて助言、指導等を行うことが求められます。
- 町営共葬墓地の自主的な管理を促進するため、管理組合の設立が求められています。
- 狂犬病予防、飼い主のペットに関するマナー及び動物愛護の啓発を行います。

施策の展開

- 町内の美化環境を守ります。
- 環境美化に尽力する関係団体及び清掃奉仕活動を支援します。
- 不法投棄撲滅のため、地区衛生組合等と協力してパトロールを強化します。

- ごみの減量化及び3 R(*)の推進を図ります。
- 温暖化対策及び環境教育に努めます。
- 放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理します。
- 増加する空き家、空き地等の適切な管理を促します。
- 墓地を適切に維持管理していきます。
- 動物愛護の啓発活動、狂犬病予防及び登録管理を図ります。

関連事業

- 町内の一斉清掃の実施
- 各地域内のごみ集積所の管理
- 公衆衛生組合連合会及び地区衛生組合並びに清掃奉仕活動の支援
- 不法投棄物の監視パトロールの実施
- 地区衛生組合の協力によるリサイクルの推進
- 温暖化対策
- 放射性物質に関連する廃棄物への監視
- 空き家、空き地の調査並びに所有者に対する助言及び指導
- 共葬墓地の維持管理
- 狂犬病予防管理対策事業

施策の指標

✓ 指標の考え方

平成26年度の家庭ごみの排出量は6,249.97トンで、住民1人当たりの排出量は約247.7kgでした。これからも燃やせる家庭ごみの排出の減少策は必要なことから、住民1人当たりの燃やせる家庭ごみ量を指標としました。

指標) 住民1人当たりの燃やせる家庭ごみ量(キログラム)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 248.7 | 247.7 | 245.2 | 242.7 | 240.2 | 237.8 | 235.4 | 233.0 |

政策 18 居住環境の質の向上

施策 36

水道水を安定して供給するための対策

施策の目的

- 水道水を安定して供給します。

現状と課題

- 浄水場運転管理業務、開閉栓業務や、メーター交換業務を包括し、業務の効率化及びコストの縮減を図らなければなりません。また、包括的な業務を委託することで、職員の技術や知識、委託の適正な評価監督ができる人材が課題となることから、人材の育成が必要です。
- 有収率の向上に努めます。
- 水道料金の見直しを含め、財政計画を策定することが必要です。
- 安定した水道水の供給につながる石綿セメント管の更新が必要です。
- 緊急時における浄水場運転の電源確保のための非常用発電機を完備し、緊急時に備えています。
- 配水池の耐震化、緊急時の配水確保のため緊急遮断弁の設置について、国の補助金等を活用しながら整備していきます。
- 災害時における行動計画を整備します。

施策の展開

- 業務を包括的に委託することで、業務の効率化とコストの縮減を図り、職員の技術や知識の向上のため、技術講習や研修への参加を行います。
- 有収率の向上の一環として漏水調査や漏水修理を継続して実施します。
- 水道事業財政計画を策定します。
- 石綿セメント管の更新を行い機能の強化を図ります。
- 非常用発電機の保守点検を行いながら、災害等の緊急時に電源を確保します。

- 配水池の機能強化を図り、安定した水道水の供給に努めます。
- 災害時に的確な行動ができるように行動計画を整備して行きます。

関連事業

- 業務の更なる包括的委託
- 職員の技術及び知識の向上
- 漏水調査及び修理による有収率の向上
- 水道事業財政計画の策定
- 石綿セメント管更新事業の継続的な実施
- 災害時の電源確保
- 配水池の機能強化
- 水道施設の維持管理及び計画的な設備更新
- 災害協定による協力業者の確保
- 災害行動計画の策定

施策の指標

- 石綿セメント管の更新を行うことで、安定した水道水の供給を行えることから、石綿セメント管の更新の割合を指標としました。

(指標) 石綿セメント管の更新の割合 (単位：%)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 84.84 | 86.63 | 87.0 | 89.0 | 91.0 | 93.0 | 94.0 | 96.0 |

施策 3 7

下水道を普及推進するための対策

施策の目的

- 衛生環境を向上します。

現状と課題

- 平成26年度末時点で、便所だけではなく台所や風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている割合は、本町の人口の64%です。便所及び生活排水の衛生的な処理を行う町民がより多くなるよう、さらなる普及促進に努めなければなりません。
- 下水道施設における排水ポンプ等の機械設備及び制御機器等の電気設備等が耐用年数を迎つつあり、更新費用が今後増加する見通しです。
- 工場等の特定施設から下水道に排水される汚水の水質が下水道法及び水質汚濁防止法等の基準に合致しているか定期的な検査が必要です。
- 今後10年間で下水道施設の建設を概ね終了させるよう国から求められています。

施策の展開

- 便所及び生活雑排水の衛生的な処理を行う町民がより多くなるよう、下水道への接続工事及び合併処理浄化槽の設置工事への補助を行います。
- 長寿命化計画等を策定し、機械設備及び電気設備等の効率的な更新を行います。
- 工場等の特定施設から排水される汚水の水質検査を行います。
- 平成27年度に見直しをした下水道基本構想に基づき、下水道施設の建設を行います。

関連事業

- 下水道及び合併処理浄化槽の普及促進
- 下水道施設（機械設備及び電気設備）の更新
- 特定施設等から排水される汚水の水質管理
- 公共下水道の新設

施策の指標

➤ 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率とは、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽を利用している人口を、行政人口で除して算定した、便所だけではなく台所及び風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている人口の割合を表した指標です。

指標) 汚水衛生処理率 (%)

| H25 (実績) | H26 (実績) | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 61.5 | 64.0 | 64.5 | 66.0 | 67.6 | 69.2 | 70.9 | 72.5 |